岡山県地域防災計画（素案）

（地震・津波災害対策編）

新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	修正理由
		第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 （略） ［大阪管区気象台（岡山地方気象台）］	第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 （略） ［大阪管区気象台（岡山地方気象台）］	
9	24	①　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 ②　気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。	①　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 ②　大雨、暴風、土砂災害、高潮、波浪、河川氾濫の警報・注意報並びに台風、大雨、線状降水帯、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。	気象庁標準施策を踏まえ修正 防災基本計画の修正に伴う修正
		（略）	（略）	
11	5	［中国四国地方環境事務所］ （略）	［中国四国環境局］ （略）	環境省の機構改革に伴う修正
19	1	(2) 岡山県で震度４以上を観測した地震（明治 35 年以降）	(2) 岡山県で震度４以上を観測した地震（明治 35 年以降）	

発生年月日	震 度	被　　害	震央地名 （地震名）	規模 (M)
明治38年（1905年） 6月２日	岡山４	被害なし	安芸灘 （芸予地震）	6.7
明治42年（1909年） 8月14日	岡山４	建物その他に若干の被害ありただし人的被害なし	滋賀県北東部 （姉川地震）	6.8
明治42年（1909年） 11月10日	岡山５	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大　死者２人、建物全・半壊６戸、ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
昭和２年（1927年） 3月７日	岡山４	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落20数件　煉瓦煙突の上部破損（上道郡平井村）	京都府北部 （北丹後地震）	7.3
昭和５年（1930年） 12月21日	岡山３ 津山５	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭和９年（1934年） 1月９日	岡山４	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
＊ 昭和13年（1938年） 1月２日	岡山３	伯備線神代駅近傍で岩石40～50個落下　貨車・家屋破損 下熊谷の小貯水池堤防決壊	広島県北部	5.5
昭和18年（1943年） 9月10日	岡山５ 津山４	北東部県境付近で小規模な山崩れ、がけ崩れ、地割れ、落石等あり　（被害については、どちらの地震によるか判別できない）	鳥取県東部 （鳥取地震）	7.2
昭和18年（1943年） 9月10日	岡山４ 津山２		鳥取県中部 （鳥取地震余震）	6.0
昭和21年（1946年） 12月21日	岡山４ 津山３	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった。 死者52人、負傷者157人、建物全壊1,200戸、建物半壊2,346戸 その他堤防・道路の損壊多し 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほとんど破壊された。	和歌山県南方沖 （南海地震）	8.0
昭和27年（1952年） 7月18日	岡山４ 津山３	県内被害なし	奈良県 （吉野地震）	6.7

発生年月日	震 度	被　　害	震央地名 （地震名）	規模 (M)
明治38年（1905年） 6月２日	岡山４	被害なし	安芸灘 （芸予地震）	6.7
明治42年（1909年） 8月14日	岡山４	建物その他に若干の被害ありただし人的被害なし	滋賀県北東部 （姉川地震）	6.8
明治42年（1909年） 11月10日	岡山５	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大　死者２人、建物全・半壊６戸、ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
昭和２年（1927年） 3月７日	岡山４	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落20数件　煉瓦煙突の上部破損（上道郡平井村）	京都府北部 （北丹後地震）	7.3
昭和５年（1930年） 12月21日	岡山３ 津山５	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭和９年（1934年） 1月９日	岡山４	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
＊ 昭和13年（1938年） 1月２日	岡山３	伯備線神代駅近傍で岩石40～50個落下　貨車・家屋破損 下熊谷の小貯水池堤防決壊	広島県北部	5.5
昭和18年（1943年） 9月10日	岡山５ 津山４	北東部県境付近で小規模な山崩れ、がけ崩れ、地割れ、落石等あり　（被害については、どちらの地震によるか判別できない）	鳥取県東部 （鳥取地震）	7.2
昭和18年（1943年） 9月10日	岡山４ 津山２		鳥取県中部 （鳥取地震余震）	6.0
昭和21年（1946年） 12月21日	岡山４ 津山３	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった。 死者52人、負傷者157人、建物全壊1,200戸、建物半壊2,346戸 その他堤防・道路の損壊多し 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほとんど破壊された。	和歌山県南方沖 （南海地震）	8.0
昭和27年（1952年） 7月18日	岡山４ 津山３	県内被害なし	奈良県 （吉野地震）	6.7

昭和43年（1968年） 8月6日	岡山４ 津山３ 玉野４	県内被害なし	豊後水道	6.6
平成７年（1995年） 1月17日	岡山４ 津山４	負傷者１人	大阪湾 【平成７年（1995年） 兵庫県南部地震】	7.3
平成12年（2000年） 10月６日	新見・哲多・大佐・落合・美甘５強 19市町村 ５弱 39市町村 ４	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。 重傷５人、軽傷13人、住家全壊７棟、住家半壊31棟、住家一部破損943棟、その他水道被害、道路破損多し	鳥取県西部 【平成12年（2000年） 鳥取県西部地震】	7.3
平成13年（2001年） ３月24日	26市町村 ４	軽傷１人 住家一部破損18棟	安芸灘 【平成13年（2001年） 芸予地震】	6.7
平成14年（2002年） ９月16日	６町村４	県内被害なし	鳥取県中部（鳥取県西部地震余震）	5.5
平成18年（2006年） ６月12日	岡山４ 倉敷４ 玉野４ 浅口４	県内被害なし	大分県西部	6.2
平成19年（2007年） ４月26日	玉野４	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
平成25年（2013年） ４月13日	５市町４	軽傷１人	淡路島付近	6.3
平成26年（2014年） ３月14日	16市町４	重傷１人、軽傷４人	伊予灘	6.2
平成28年（2016年） 10月21日	鏡野、真庭５強 12市町村 ４	重傷１人、軽傷２人、住家一部破損17棟、非住家全壊1棟、非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野４			5.0
平成30年（2018年） ４月９日	倉敷４	県内被害なし	島根県西部	6.1

（略）

３　社会環境の特性と変化

（1）人口動態

岡山県の人口は、平成17年をピークに減少が続いており、令和２年国勢調査による令和２年10月１日現在の人口は1,888,432人となり、前回調査（平成27年）より33,093人減少している。全国人口に占める割合は1.50%である。

昭和43年（1968年） 8月6日	岡山４ 津山３ 玉野４	県内被害なし	豊後水道	6.6
平成７年（1995年） 1月17日	岡山４ 津山４	負傷者１人	大阪湾 【平成７年（1995年） 兵庫県南部地震】	7.3
平成12年（2000年） 10月６日	新見・哲多・大佐・落合・美甘５強 19市町村 ５弱 39市町村 ４	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。 重傷５人、軽傷13人、住家全壊７棟、住家半壊31棟、住家一部破損943棟、その他水道被害、道路破損多し	鳥取県西部 【平成12年（2000年） 鳥取県西部地震】	7.3
平成13年（2001年） ３月24日	26市町村 ４	軽傷１人 住家一部破損18棟	安芸灘 【平成13年（2001年） 芸予地震】	6.7
平成14年（2002年） ９月16日	６町村４	県内被害なし	鳥取県中部（鳥取県西部地震余震）	5.5
平成18年（2006年） ６月12日	岡山４ 倉敷４ 玉野４ 浅口４	県内被害なし	大分県西部	6.2
平成19年（2007年） ４月26日	玉野４	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
平成25年（2013年） ４月13日	５市町４	軽傷１人	淡路島付近	6.3
平成26年（2014年） ３月14日	16市町４	重傷１人、軽傷４人	伊予灘	6.2
平成28年（2016年） 10月21日	鏡野、真庭５強 12市町村 ４	重傷１人、軽傷２人、住家一部破損17棟、非住家全壊1棟、非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野４			5.0
平成30年（2018年） ４月９日	倉敷４	県内被害なし	島根県西部	6.1
令和8年（2026年） 1月6日	11市町村 4	軽傷２人、非住家一部破損６棟	島根県東部	6.4

（略）

３　社会環境の特性と変化

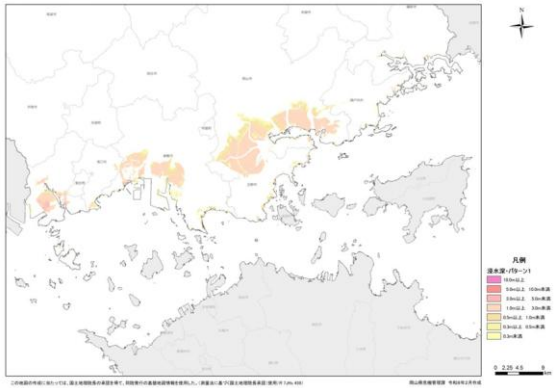
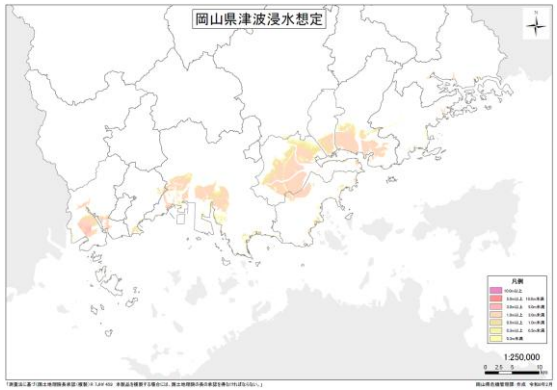
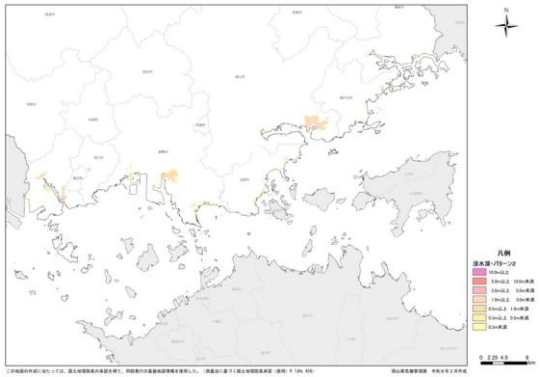
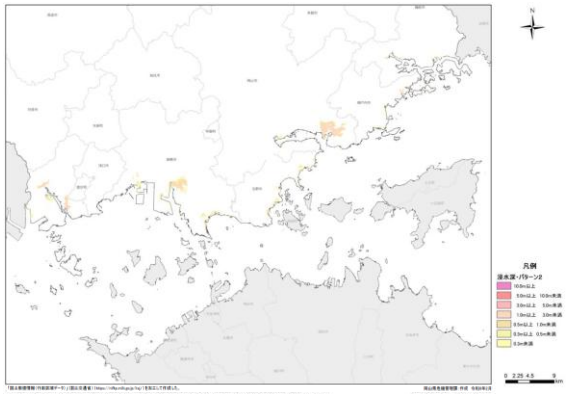
（1）人口動態

岡山県の人口は、平成17年をピークに減少が続いており、令和７年国勢調査による令和７年10月１日現在の人口は1,807,160人となり、前回調査（令和２年）より81,272人減少している。全国人口に占める割合は1.47%である。

22	35	時点修正	
		令和７年国勢調査の反映	

		一方、同時点での人口密度は１㎢当たり 265.4 人で、市町村別にみると 800 人を超えるのは、岡山市、倉敷市、早島町、里庄町の４市町であり、県南圏域に人口が密集している。 また、岡山県毎月流動人口調査における総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は令和２年 10 月１日時点で 30.5%と、全国平均の 28.7%を上回り、年々増加傾向にある。 （略） 第５節　断層型地震の被害想定 第１項　断層を震源とする地震 １　断層型地震の被害想定調査について （略） ２　想定した断層型地震 （略） ３　震度分布等 （1）各断層型地震の概要 ※図省略 注１　マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。	一方、同時点での人口密度は１㎢当たり 254.0 人で、市町村別にみると 800 人を超えるのは、岡山市、倉敷市、早島町、里庄町の４市町であり、県南圏域に人口が密集している。 また、岡山県毎月流動人口調査における総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は令和７年 10 月１日時点で 31.5%と、全国平均の 29.4%を上回り、年々増加傾向にある。 （略） 第５節　断層型地震の被害想定 第１項　断層を震源とする地震 １　断層型地震の被害想定調査について （略） ２　想定した断層型地震 （略） ３　震度分布等 （1）各断層型地震の概要 ※図省略 注１　マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。	
27	6	２　発生確率は今後 30 年間に地震が発生する確率（地震調査研究推進本部）	２　発生確率は今後 30 年以内に地震が発生する確率（地震調査研究推進本部）	表現の適正化
		（略） （2）断層型地震における震度６弱以上の地域	（略） （2）断層型地震における震度６弱以上の地域	
28	3	12 断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度６弱以上の地域は、「断層型地震における震度６弱以上の地域図」のとおりである。 ※図省略 第２項　被害想定 １　想定手法 （略） ２　想定する季節・時間帯 （略） ３　被害想定 （1）山崎断層帯主部の地震 ・美作市、奈義町で最大震度６強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度６弱以上の揺れに見舞われる。	大きな被害が生じるおそれのある震度６弱以上の地域は、「断層型地震における震度６弱以上の地域図」のとおりである。 ※図省略 第２項　被害想定 １　想定手法 （略） ２　想定する季節・時間帯 （略） ３　被害想定 （1）山崎断層帯主部の地震 ・美作市、奈義町で最大震度６強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度６弱以上の揺れに見舞われる。	表現の適正化

		・美作市で 264 棟、奈義町で 39 棟など、全県で 339 棟の建物が揺れにより全壊となる。	・美作市で 264 棟、奈義町で 39 棟など、全県で 339 棟の建物が揺れにより全壊となる。	
29	23	・断層から遠い岡山市でも、液状化により 295 棟が全壊、416 棟が大規模半壊となる。 ・最大避難者数は１週間後に美作市で約 3,000 人、全県で約 9,600 人となる。 （略） (2) 那岐山（なぎせん）断層帯の地震 （略） (3) 中央構造線断層帯の地震	・断層から遠い岡山市でも、液状化により 295 棟が全壊、420 棟が大規模半壊となる。 ・最大避難者数は１週間後に美作市で約 3,000 人、全県で約 9,600 人となる。 （略） (2) 那岐山（なぎせん）断層帯の地震 （略） (3) 中央構造線断層帯の地震	時点修正
30	12	・岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市で震度６弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。 （略） (4) 長者ケ原（ちょうじゃがはら）－芳井断層の地震 ・笠岡市で震度６強、倉敷市及び井原市で震度６弱の揺れに見舞われる。 ・倉敷市で 24 棟、笠岡市で 24 棟、全県で 48 棟の建物が揺れにより全壊となる。 ・倉敷市で 487 棟など、全県で 780 棟の建物が液状化により全壊となる。	・岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市で震度６弱の揺れに見舞われる。 （略） (4) 長者ケ原（ちょうじゃがはら）－芳井断層の地震 ・笠岡市で震度６強、倉敷市及び井原市で震度６弱の揺れに見舞われる。 ・倉敷市で 24 棟、笠岡市で 24 棟、全県で 48 棟の建物が揺れにより全壊となる。 ・倉敷市で 487 棟など、全県で 780 棟の建物が液状化により全壊となる。	表現の適正化
31	8	・避難者数は１週間後に倉敷市で約 8,200 人、全県で約 11,700 人と想定される。 ・交通では、笠岡市～倉敷市周辺の幹線道路や鉄道において、橋梁被害、盛土被害、斜面災害等により不通となるところが生じる。 （略）	・最大避難者数は１週間後に倉敷市で約 8,200 人、全県で約 11,700 人と想定される。 ・交通では、笠岡市～倉敷市周辺の幹線道路や鉄道において、橋梁被害、盛土被害、斜面災害等により不通となるところが生じる。 （略）	表現の適正化
47	1	１　津波浸水想定（パターン１）	１　津波浸水想定（パターン１）	

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
（略）</td>
<td>
（略）</td>
<td>時点修正</td>
</tr>
<tr>
<td>50</td>
<td>10</td>
<td>２　津波浸水想定（パターン２）

（略）</td>
<td>２　津波浸水想定（パターン２）

（略）</td>
<td>時点修正</td>
</tr>
<tr>
<td>52</td>
<td>12</td>
<td>２　人的被害
ア　死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）
２　人的被害
ア　死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）　（単位：人）
<table><tr><th>項　目</th><th>死者数</th></tr><tr><td>建物倒壊による死者</td><td>177</td></tr><tr><td>津波による死者</td><td>3,585(45)</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による死者</td><td>16</td></tr><tr><td>地震火災による死者</td><td>0</td></tr><tr><td>屋外落下物等による死者</td><td>0</td></tr><tr><td>合　計</td><td>3,778</td></tr></table>※　災害関連死者数は 577～1,154 人（上記死者数には含まれない）</td>
<td>２　人的被害
ア　死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）
２　人的被害
ア　死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）　（単位：人）
<table><tr><th>項　目</th><th>死者数</th></tr><tr><td>建物倒壊による死者</td><td>177</td></tr><tr><td>津波による死者</td><td>3,585(47)</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による死者</td><td>16</td></tr><tr><td>地震火災による死者</td><td>0</td></tr><tr><td>屋外落下物等による死者</td><td>0</td></tr><tr><td>合　計</td><td>3,778</td></tr></table>※　災害関連死者数は 577～1,154 人（上記死者数には含まれない）</td>
<td>時点修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>55</td>
<td>1</td>
<td>（略）
４　交通施設被害
ア　道路（緊急輸送道路）

４　交通施設被害
ア　道路（緊急輸送道路）　（単位：箇所）
<table><tr><th rowspan="2">緊急輸送道路区分</th><th colspan="3">被害箇所数</th></tr><tr><th>浸水区域外</th><th>浸水区域内</th><th>計</th></tr><tr><td>第１次</td><td>11(1)</td><td>42(49)</td><td>54(51)</td></tr><tr><td>高速道路</td><td>－</td><td>－(－)</td><td>－(－)</td></tr><tr><td>高速道路以外</td><td>11(1)</td><td>42(49)</td><td>54(51)</td></tr><tr><td>第２次</td><td>6(1)</td><td>28(31)</td><td>34(32)</td></tr><tr><td>第３次</td><td>4(1)</td><td>12(14)</td><td>17(15)</td></tr><tr><td>全　体</td><td>21(3)</td><td>83(95)</td><td>104(98)</td></tr></table>※　被害箇所数は小数第１位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。</td>
<td>（略）
４　交通施設被害
ア　道路（緊急輸送道路）

４　交通施設被害
ア　道路（緊急輸送道路）　（単位：箇所）
<table><tr><th rowspan="2">緊急輸送道路区分</th><th colspan="3">被害箇所数</th></tr><tr><th>浸水区域外</th><th>浸水区域内</th><th>計</th></tr><tr><td>第１次</td><td>42(49)</td><td>11(1)</td><td>54(51)</td></tr><tr><td>高速道路</td><td>－(－)</td><td>－</td><td>－(－)</td></tr><tr><td>高速道路以外</td><td>42(49)</td><td>11(1)</td><td>54(51)</td></tr><tr><td>第２次</td><td>28(31)</td><td>6(1)</td><td>34(32)</td></tr><tr><td>第３次</td><td>12(14)</td><td>4(1)</td><td>17(15)</td></tr><tr><td>全　体</td><td>83(95)</td><td>21(3)</td><td>104(98)</td></tr></table>※　被害箇所数は小数第１位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。</td>
<td>表の修正</td>
</tr>
<tr>
<td>68</td>
<td>3</td>
<td>（略）
第２章　地震・津波災害予防計画
第１節　自立型の防災活動の促進
第１項　防災知識の普及啓発計画
（略）
３　対策
(1) 実施主体
（略）
［市町村］
ア～オ（略）
カ　市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害時等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。
（略）
第２項　防災教育の推進計画</td>
<td>（略）
第２章　地震・津波災害予防計画
第１節　自立型の防災活動の促進
第１項　防災知識の普及啓発計画
（略）
３　対策
(1) 実施主体
（略）
［市町村］
ア～オ（略）
カ　市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害時等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、若年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。
（略）
第２項　防災教育の推進計画</td>
<td>消防庁防災業務計画修正に伴う修正</td>
</tr>
</table>

73	38	（略） 第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画 １　現状と課題 （略） ２　基本方針 　自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。 ア　平時の活動 （ア）防災知識の普及 （イ）防災訓練の実施 （ウ）火気使用設備器具等の点検 （エ）防災用資機材等の整備 （オ）要配慮者の把握 イ　災害時の活動 （ア）災害情報の収集及び伝達 （イ）初期消火等の実施 （ウ）救助・救急の実施及び協力 （エ）避難誘導の実施 （オ）炊き出し、救助物資の配布に対する協力 （カ）要配慮者の支援 （キ）避難所運営 　自主防災組織がない場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。 　また、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団の活動を支援する。 （略） ２　基本方針 　災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。	（略） 第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画 １　現状と課題 （略） ２　基本方針 　自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。 ア　平時の活動 （ア）防災知識の普及 （イ）防災訓練の実施 （ウ）火気使用設備器具等の点検 （エ）防災用資機材等の整備 （オ）要配慮者の把握 イ　災害時の活動 （ア）災害情報の収集及び伝達 （イ）初期消火等の実施 （ウ）救助・救急の実施及び協力 （エ）避難誘導の実施 （オ）炊き出し、救助物資の配布に対する協力 （カ）要配慮者の支援 （キ）避難所運営 　自主防災組織がない場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、要配慮者の多様なニーズを反映できるよう、女性や子ども・若者を含め、幅広い住民の参画の促進に努める。 　また、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団の活動を支援する。 （略） ２　基本方針 　災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。	防災基本計画の修正反映及び表現の適正化

		なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。 県及び市町村は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。	なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。 県及び市町村は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。	
78	17	（新設）	また、県及び市町村は、その実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
		また、防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に努める。	防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に努める。	
		第７項　要配慮者等の安全確保計画 １　現状と課題 （略） ２　基本方針 （略） ３　対策 （1）～（5） （略） （6）施設間相互の連携 ［県（危機管理課、子ども・福祉部）］	第７項　要配慮者等の安全確保計画 １　現状と課題 （略） ２　基本方針 （略） ３　対策 （1）～（5） （略） （6）施設間相互の連携 ［県（危機管理課、子ども・福祉部）］	
86	27	県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。 （略）	県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正
87	16	県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資	県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資	

		や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。 （新設）	や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。 県及び市町村は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、備蓄に取り組む。	防災基本計画の修正に伴う修正
105	13	（略） ・本　庁‥‥公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、疾病感染症対策課、生活衛生課、医療政策課、地域医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課 （略）	（略） ・本　庁‥‥‥公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、疾病感染症対策課、生活衛生課、医療政策課、地域医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課 教育庁‥‥‥教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課 県警察本部‥警備課 （略）	表現の適正化
107	5	エ　災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。 オ　県及び市町村等は、非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。	エ　県及び市町村等は、災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。 オ　県及び市町村等は、非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。	主語の追記
107	11	カ　災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。 （略）	カ　県及び市町村等は、災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。 （略）	主語の追記
108	7	エ　機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星、高所監視カメラなど多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。収集した画像情報については、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。	エ　県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星、高所監視カメラなど多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。収集した画像情報については、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。	主語の追記

108	13	オ　衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。 （略） （1）組織体制の整備 県、市町村及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職	オ　県及び市町村は、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。 （略） （1）組織体制の整備 県、市町村及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職	主語の追記
112	29	員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。 （略） ［市町村］ 市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。 指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。	員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。また、消防庁、県及び市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。 （略） ［市町村］ 市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。 指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努めるものとする。	主語の追記
126	12	（新設）	市町村は、指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。また、民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確	防災基本計画の修正に伴う追記 防災基本計画の修正に伴う追記

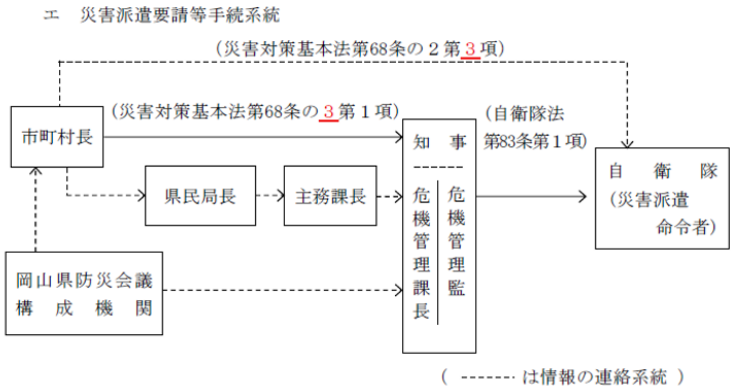
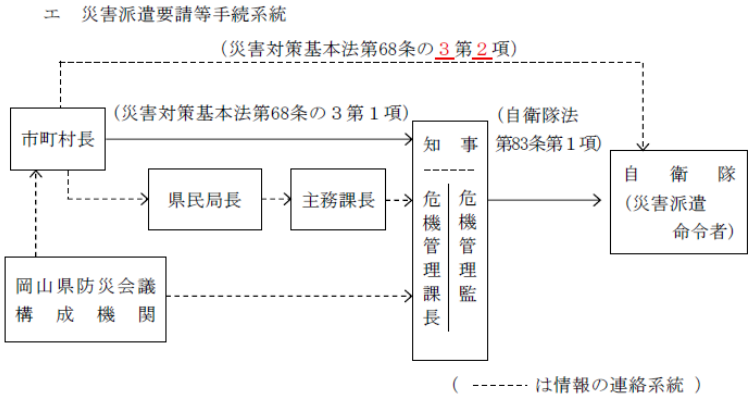
			保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるものとする。	
		（新設）	市町村は、指定緊急避難場所の整備に当たっては、高齢者や障害のある人等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う追記
128	28	（略） また、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。さらに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	（略） また、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。さらに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。また、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用することを想定するものとする。	防災基本計画の修正に伴う追記
129	11	（略） 市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との、同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。	（略） 市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水、大規模な火事災害や林野火災と津波の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。	防災基本計画の修正に伴う修正
140	30	（略） (5) 港湾施設の耐震化、航路啓開等 ［港湾管理者］ 港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど、関係機関と連携して、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、それを踏まえて港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等、必要な対策を講じる。	（略） (5) 港湾施設の耐震化、航路啓開等 ［港湾管理者］ 港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど、関係機関と連携して、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、それを踏まえて港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等、必要な対策を講じる。加えて、港湾管理者は、災害時に港湾の災害応急対策の拠点としての機能を確保するため、必要な民有港湾施設の使用について所有者等との協定の締結に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う追記

152	13	また、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のため、国及び近隣県の港湾管理者による港湾広域防災協議会の設置を検討し、それを踏まえて緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずべきことを勧告し、改善されない場合は命令を行う等の対応を行う。 （略） 第 15 項　津波避難計画 （略） イ　津波避難誘導計画 沿岸市町は、津波発生時において住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難誘導計画を地域ぐるみで策定するとともに、その内容を住民等へ周知徹底するよう努める。 また、計画の策定に当たっては、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の状況、避難路の状況等の地域性を考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、円滑な避難が可能な経路や、交通量抑制策等をあらかじめ警察と十分調整し、各地域で合意形成を図るなど、具体的な方策を検討する。 （略） 第３節　地震・津波に強いまちづくり （略） (3) 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化	また、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のため、国及び近隣県の港湾管理者による港湾広域防災協議会の設置を検討し、それを踏まえて緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な船舶の交通又は臨港交通施設の機能を確保するため、損壊又は倒壊した場合にこれら機能に支障を及ぼすおそれのある港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、港湾管理者は、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に必要な船舶の交通又は臨港交通施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずべきことを勧告し、改善されない場合は命令を行う等の対応を行う。 （略） 第 15 項　津波避難計画 （略） イ　津波避難誘導計画 沿岸市町は、津波発生時において住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難誘導計画を地域ぐるみで策定するとともに、その内容を住民等へ周知徹底するよう努める。 また、計画の策定に当たっては、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の状況、避難路の状況等の地域性を考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、円滑な避難が可能な経路の事前選定や指定緊急避難場所の駐車スペースの拡充、交通量抑制策等をあらかじめ警察と十分調整し、各地域で合意形成を図るなど、具体的な方策を検討するとともに、平時から避難訓練の実施に努めるものとする。 （略） 第３節　地震・津波に強いまちづくり （略）	防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正

		［特定行政庁］ 　特定行政庁は、避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。 　また、崩落のおそれのある天井材等の非構造部材、大規模な吊り天井などを有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。 　さらに、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、その安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く県民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀等に対しては改修を指導する。	(3) 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化 ［特定行政庁］ 　特定行政庁は、避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。 　また、崩落のおそれのある天井材等の非構造部材、大規模な吊り天井などを有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。 　さらに、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、その安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く県民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀等に対しては改修を指導する。	
157	29	［県（土木部）、市町村、建築物の所有者等］ 　建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。 （新設）	［県（土木部）、市町村、建築物の所有者等］ 　建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を図る。 　地震時管制運転装置の設置、関係事業者における閉じ込め者の早期救出体制の整備、施設の状況に応じた施設管理者によるエレベーター内への防災備蓄品の配置の促進などによりエレベーターの安全対策を推進するものとする。	防災基本計画の修正に伴う追記
		（略）	（略）	
165	34	(2) 基本方針 　決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。	(2) 基本方針 　県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。	主語の追記
		（略）	（略）	
175	34	水力発電設備は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令、ダム設計基準等に基づき設計する。 　また、電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づき設計する。	ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 　水車及び発電機の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、電気学会技術報告等により設計を行う。 　その他の電気工作物の耐震設計は、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。	設計方法の実態との整合

		(略)	(略)	
177	35	(イ) 新設するガス導管については、今後も溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合方法を用いた被覆鋼管及びダクタイル鋳鉄管及び、ポリエチレン管の普及に努め、導管の耐震性・安全性の向上を図る。	(イ) 新設するガス導管については、今後も溶接接合又は抜け出し防止機構を有する機械的接合方法を用いた被覆鋼管及び、ポリエチレン管の普及に努め、導管の耐震性・安全性の向上を図る。	現状使用する導管材料との整合
		(1) 立入検査・指導	(1) 立入検査・指導	
191	20	［県（環境文化部）、市（岡山市、倉敷市、新見市）］ 県、岡山市、倉敷市及び新見市は、法令に定めるところにより、有害物質等に係る施設に対する検査を実施するとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行う。	［県（環境文化部）、市（岡山市、倉敷市）］ 県、岡山市及び倉敷市は、法令に定めるところにより、有害物質等に係る施設に対する検査を実施するとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行う。	特例条例改正に伴う修正
		(略)	(略)	
200	10	・本　庁……公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、疾病感染症対策課、生活衛生課、医療政策課、地域医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課	・本　庁……公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、疾病感染症対策課、生活衛生課、医療政策課、地域医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課 教育庁……教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課 県警察本部‥警備課	表現の適正化
		(略)	(略)	
212	17	適用手続き	適用手続	表現の適正化
		(略)	(略)	
		(2) 救助の種類及び実施者 災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。	(2) 救助の種類及び実施者 災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。	
212	31	知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市町村長に委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。	知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「福祉サービスの提供（ＤＷＡＴの派遣など）」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市町村長に委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。	災害救助法改正（令和７年７月）を踏まえた修正
		(略)	(略)	

213	5	<table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>岡山市以外の区域</th><th>岡山市の区域</th></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="3">知事</td><td rowspan="14">岡山市長</td></tr><tr><td>医療及び助産</td></tr><tr><td>生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</td></tr><tr><td>避難所の供与</td><td rowspan="12">市町村長</td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td></tr><tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td></tr><tr><td>被災者の救出</td></tr><tr><td>被災した住宅の応急修理</td></tr><tr><td>学用品の給与</td></tr><tr><td>埋葬</td></tr><tr><td>死体の捜索及び処理</td></tr><tr><td>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td></tr></table>	<table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>岡山市以外の区域</th><th>岡山市の区域</th></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="4">知事</td><td rowspan="14">岡山市長</td></tr><tr><td>医療及び助産</td></tr><tr><td>「福祉サービスの提供（DWATの派遣など）」</td></tr><tr><td>生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</td></tr><tr><td>避難所の供与</td><td rowspan="12">市町村長</td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td></tr><tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td></tr><tr><td>被災者の救出</td></tr><tr><td>福祉サービスの提供（福祉関係職員による避難所等の巡回など）</td></tr><tr><td>被災した住宅の応急修理</td></tr><tr><td>学用品の給与</td></tr><tr><td>埋葬</td></tr><tr><td>死体の捜索及び処理</td></tr><tr><td>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td></tr></table>	災害救助法改正（令和７年７月）を踏まえた修正
		（略）	（略）	
214	21	（4）適用手続き ［県（危機管理課）］	（4）適用手続 ［県］	表現の適正化
		（略）	（略）	
		（4）災害派遣要請等手続き	（4）災害派遣要請等手続き	
		ア　知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請	ア　知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請	
		（ア）知事等は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊の派遣を要請する。	（ア）知事等は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊の派遣を要請する。	
224	7	（新設）	（イ）災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、防衛大臣又は防衛大臣の指定する者へ部隊等の派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが、三要件（緊急性、非代替性、公共性）を総合的に勘案して判断し、やむを得ない事態と認める場合に部隊等を派遣することを原則としている。 ・緊急性：状況から見て差し迫った必要性があること ・非代替性：自衛隊の部隊等が派遣される以外に他に適切な手段がないこと ・公共性：公共の秩序を維持するという観点において妥当性があること	国助言を踏まえ追記
		（イ）自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。	（ウ）自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。	
		（略）	（略）	

227	4	 （略） ［市町村］ 　市町村は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。 　市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 　市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。	 （略） ［市町村］ 　市町村は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。 　市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 　市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。	災害対策基本法の改正に伴う修正
248	9	（新設）	市町村は、指定緊急避難場所に備えられた衛星電話や監視カメラのほか、無人航空機等の活用により、避難者の把握に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う追記
		（略） 第２　指定避難所の設置 １　現状と課題 （略） ２　基本方針 （略） ３　対策 （略） （2）指定避難所の開設	（略） 第２　指定避難所の設置 １　現状と課題 （略） ２　基本方針 （略） ３　対策 （略） （2）指定避難所の開設	

250	25	市町村は、災害時に必要に応じて、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。	市町村は、災害時に必要に応じて、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、社会福祉施設を福祉避難所として開設するよう努める。	防災基本計画の修正に伴う修正
269	33	（略） （2）関係機関の措置 ［県（環境文化部、保健医療部）、市（岡山市、倉敷市、新見市）］ 有害物質に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等（処理施設を含む。）の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講じるよう指示する。 （略） （4）迅速な避難 ［県（危機管理課、子ども・福祉部）］ 県は、被災市町村及び被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や市町村、他府県等との連携の下に、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、次の支援を行う。 ア　被災していない他市町村又は他施設への避難受入れ、要員派遣の依頼 イ　他府県への応援要請 ［市町村］ 市町村は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。	（略） （2）関係機関の措置 ［県（環境文化部、保健医療部）、市（岡山市、倉敷市）］ 有害物質に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等（処理施設を含む。）の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講じるよう指示する。 （略） （4）迅速な避難 ［県（危機管理課、子ども・福祉部）］ 県は、被災市町村及び被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や市町村、他府県等との連携の下に、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、次の支援を行う。 ア　被災していない他市町村又は他施設への避難受入れ、要員派遣の依頼 イ　他府県への応援要請 ［市町村］ 市町村は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては避難行動要支援者名簿について、本人等の同意の有無にかかわらず、避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これを効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。	特例条例改正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正
284	10			

286	34	（略） 第２項　被災者に対する情報伝達広報計画 第１　情報伝達体制 １　現状と課題 （略） ２　基本方針 （略） ３　対策 　県及び市町村は、要配慮者や災害により孤立した集落の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成等、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。 　また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運営業者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。	（略） 第２項　被災者に対する情報伝達広報計画 第１　情報伝達体制 １　現状と課題 （略） ２　基本方針 （略） ３　対策 　県及び市町村は、要配慮者や災害により孤立した集落の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成等、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。 　また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運営業者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。その際、県及び市町村は、Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努めるものとする。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
300	3	（略） ［国（環境省中国四国地方環境事務所）］ 　国は、県からの被害情報・支援ニーズに応じ、緊急時の組織体制を整備する。また、情報収集、連絡・調整等を確実に実施するため、国、県及び関係市町村並びに関係団体により構成する災害廃棄物処理対策協議会を設置し、緊密な連絡・調整により被災地の実態を把握することで、効果的な支援を行う。 （略） 第９項　防疫及び保健衛生計画 第１　防疫 １　現状と課題 （略） ２　基本方針	（略） ［国（環境省中国四国環境局）］ 　国は、県からの被害情報・支援ニーズに応じ、緊急時の組織体制を整備する。また、情報収集、連絡・調整等を確実に実施するため、国、県及び関係市町村並びに関係団体により構成する災害廃棄物処理対策協議会を設置し、緊密な連絡・調整により被災地の実態を把握することで、効果的な支援を行う。 （略） 第９項　防疫及び保健衛生計画 第１　防疫 １　現状と課題 （略） ２　基本方針	環境省の機構改革に伴う修正

		（略） ３　対策 ［県（保健医療部、子ども・福祉部）］	（略） ３　対策 ［県（保健医療部、子ども・福祉部）］	
305	3	県は、必要に応じ、その被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。	県は、保健医療福祉調整本部において、保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援等の調整が円滑に行われるよう、厚生労働省からの情報提供や、助言等を踏まえつつ、必要な措置を講じるものとする。また、必要に応じ、その被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
		（略） イ　市町村は、市町村が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じるが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。	（略） イ　市町村は、市町村が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じるが、県施設と比べ管渠延長が長大なことから、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。	
321	11			表現の適正化
		（略） （ア）県及び市町村は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。	（略） （ア）県及び市町村は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害警戒区域等の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。	
328	8			表現の適正化
		（略） （エ）県及び気象台は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施する。 （オ）気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）・注意報（土砂災害）の発表基準の引下げを実施する。	（略） （エ）県及び気象台は、必要に応じてレベル４土砂災害危険警報の発表基準の引下げを実施する。 （オ）気象台は、必要に応じてレベル３土砂災害警報・レベル２土砂災害注意報の発表基準の引下げを実施する。	
328	22			新しい防災気象情報等（R8.5）を踏まえ修正
		（略） ２　被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。	（略） ２　被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者、女性や子ども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。	
369	20			防災基本計画の修正に伴う修正
		（略） 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定	（略） 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定	

372	30	方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。 （新設）	方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。 　県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に関し、被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行うものとする。	防災基本計画の修正に伴う追記